

令和8年度 御前崎港輸出入コンテナ利用拡大助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、御前崎港の利用拡大を推進するため、御前崎港を発着するコンテナ貨物を一定量以上増加等させた事業者等に対し、御前崎港振興会がその実績に応じて、予算の範囲内において助成することにより、御前崎港における新たな荷主の発掘と取扱貨物の増量を図り、もって御前崎港の利用促進に寄与することを目的とする。

(助成対象者)

1. 第2条 助成金は、次の各号のいずれかに該当する国内に事業所を有する事業者に交付するものとする。ただし、混載貨物は除く。
 - (1) 補助申請前年度の実績と比べ輸出入コンテナ貨物の増加量が30TEUを超える事業者（以下「事業者」という。）
 - (2) 暴力団関係団体等でない事業者

(助成期間)

第3条 助成期間は、令和8年4月1日から始まり令和9年3月31日に終わるものとする。

(助成金の額等)

第4条 助成金の額等は、別表のとおりとする。

- 2 助成金の交付は、御前崎港振興会の予算額の範囲内とする。ただし、輸出入日が同一で請求金額が予算額を超える当該請求金額については、予算残額を^あ按分して交付するものとする。

(交付請求)

第5条 奨励金を受けようとする対象事業者は、御前崎港輸出入コンテナ利用拡大助成金申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、御前崎港振興会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 事業実績を証する書類
- (2) 御前崎港輸出入コンテナ利用拡大助成金請求書（様式第2号）
- (3) その他会長が特に必要と認める書類

(支払決定)

第6条 会長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、奨励金を支払うことが適当と認めるときは、御前崎港輸出入コンテナ利用拡大助成金支払決定通知書（様式第3号）により通知するとともに奨励金を支払い、不払いの場合は、御前崎港輸出入コンテナ利用拡大助成金不払決定通知書（様式第4号）により通知する。

(助成金の返還)

第7条 会長は、虚偽の請求又は不正の手段により助成金を受領した者には、当該奨励金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、当事業の運用について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年度通常総会にて議決後施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表(第4条関係)

輸出入の区分	補助率	交付の限度
輸出	利用拡大増加量 30TEU を超える 1TEU につき 10,000 円	50TEU/助成期間
輸入	利用拡大増加量 30TEU を超える 1TEU につき 15,000 円	50TEU/助成期間